

# 業務指示書

## モザンビーク国ナカラ医療従事者養成計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年6月4日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年6月9日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：医療施設建設・整備に係るO/D、B/D、D/D、S/V

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（業務主任/施設計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：医療施設建設・整備計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モザンビーク及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材・調達計画/積算】

- 1) 類似業務の経験：医療機材の調達/積算に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モザンビーク及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6. プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年6月13日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
現地再委託分
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(MZN1 = 3.325 円, US\$1 = 102.58 円, EUR1 = 142.01 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
- 条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/施設計画  
機材・調達計画/積算

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.05 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年6月26日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

### (3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

### (4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

## 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上



プロポーザル評価表  
モザンビーク国ナカラ医療従事者養成計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/施設計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( , )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 機材・調達計画/積算	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## [業務指示書]

### 第2 業務の目的・内容に関する事項

#### 1. 要請の背景・経緯

モザンビーク共和国（以下、モザンビーク）では、保健人材不足が深刻な問題であり、その養成が喫緊の課題となっている。モザンビークにおける医師、看護師、助産師の合計数は46人（対人口10万人）（モザンビーク保健省、2011年）と、WHOが推奨する228人（同）の水準を大きく下回っている。（アフリカ平均では医師及び看護師合わせて115人（同）。）

このような状況に対し、保健省は「保健分野戦略計画 2014-2019」において、保健人材開発を保健システム強化のための最優先課題の一つとし、2008年に策定された「国家保健人材開発計画（2008-2015）」（以下「人材開発計画」）において保健人材数の増加（2015年の保健人材数を45,904名に増加（2008年30,540名/2008年比50%増））を目標としている。モザンビークにおける保健人材の養成を担う機関は、上級医療従事者養成学校（Instituto Superior de Ciências de Saúde、以下「ISCISA」）1校、医療従事者養成学校（Instituto de Ciências da Saúde、以下「ICS」）4校、そして保健人材訓練センター（Centro de Formação de Saúde、以下「CFS」）11校の計16校あり、それぞれが上級、中級及び基礎レベルの看護師、助産師、保健師及び臨床検査技師等の養成を担っている（医師は含まない）。人材開発計画に掲げられる養成目標数に基づき、養成学校毎の養成計画（2011-2015）も策定されており、各人材養成学校での適切な人材育成が求められているが、特にICSが所掌する中級レベル保健人材についてはさらなる養成の必要性が人材開発計画及び保健分野戦略計画（2014-2019）（以下「戦略計画」）に明記されている。また、ICSの養成コースは、それぞれの職種の需要や地域毎の配置バランスへの配慮から、全国から学生を集め卒業後も全国に配置するナショナルコースと、州内から学生を集め卒業後も州内に配置するローカルコースとに分けて開設されている。

他方、モザンビーク北部に位置するナンブラ州の現状に目を転じると、モザンビーク全人口（2,520万人）の16%（407万人）もの人口を有するにも関わらず、医師数が59名、看護師数が886名と少なく、州人口対医師数が68,983:1、州人口対看護師数が4,700:1と全国平均（総人口対医師数22,785:1）に比しても保健人材数が少ない状況にある（モザンビーク保健省、2008年）。ナンブラ州には現在、全国に4カ所設置されているICSのうちの1校（ICSナンブラ）があり、年間260人規模の卒業生を輩出しているが、現在の同校の施設規模では同人材開発計画で定めた同校の養成目標数（年間370人規模）を満たすことが出来ない。

このような背景の下、本案件は、モザンビークにおける戦略計画及び人材開発計画に掲げられる中級レベルの保健人材の養成に関する目標を達成するとともに、保健人材が少ないナンブラ州の保健医療サービスを質・量ともに向上させることを目的として、これまでモザンビークにおける医療従事者養成学校建設の実績が高く評価されている我が国に対して、ナンブラ州ナカラに新規医療従事者養成学校の建設及び整備を要請されたものである。

なお、本件は保健人材の養成を通じてモザンビーク国民に対する保健医療サービスカバレッジが拡大されることが期待されるため、TICADVで提唱された「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ」の実現に資するものであり、かつミレニアム開発目標の「乳幼児死亡率の削減」、「妊産婦の健康の改善」及び「HIV/エイズ及びその他の感染症の蔓延防止」にも寄与するものである。

本案件は、我が国の対モザンビーク事業展開計画における重点分野「地域経済活性化」のうち「ナカラ回廊開発・整備」プログラム目標達成に貢献する協力として位置づけられる。我が国は、開発の遅れている北部地域において、ナカラ回廊を中心に重点的な支援を組んでいる。今後、ナカラ回廊開発が進むにつれ、同地域への人口流入や自然環境への影響に伴う保健指標の変化（例：感染症発生件数の増加）が予想される中、労働者や周辺住民に保健サービスを提供する保健人材の質・量を充実させることが不可欠である。したがって、同地域の保健人材育成の質・量の向上に貢献する本案件は同プログラムにおいて重要な役割を担う。

本案件は、同事業展開計画における重点分野「人間開発」のうち「基礎保健改善」プログラムのなかで実施されてきた一連の保健人材強化にかかる協力案件との相乗効果を生むものとしても位置づけられる。具体的には、「保健人材養成機関教員能力強化プロジェクト」(2012-2015)において現在、中級保健人材の養成カリキュラムの改訂を行っており、新設 ICS においても新カリキュラムに基づいた人材養成が行われることになる。なお、同プログラムの一環として実施した他の無償資金協力案件としては、2004 年「キリマネ医療従事者養成学校整備計画」、2008 年「保健人材養成機関施設・機材拡充計画」(ナンプラ市医療従事者養成学校の拡張及び機材整備を含む)及び2014 年「マプト市医療従事者養成学校建設計画」がある。

これら重点分野は、最新の国別分析ペーパー(2012 年 3 月版)における協力方針においても協力プログラム「回廊開発支援」及び「保健・医療」という形で明記されている。

## 2. プロジェクト概要

### (1) 上位目標:

医療従事者数の増加によりモザンビークにおける保健医療サービスが改善する。

### (2) プロジェクト目標:

ナンプラ州ナカラ医療従事者養成学校に、中級人材養成に必要な機能が整備される。

### (3) 期待される成果:

1. ナンプラ州ナカラ市マタプエに医療従事者養成学校が建設される。
2. 人材育成を開始するために必要な機材が整備される。

### (4) プロジェクト内容

我が国への要請内容:

#### ア) 施設(新設)

医療従事者養成学校の建設(管理棟、教室棟、トイレ棟、特別教室棟、講堂、食堂棟、学生寮、教師寮、守衛所、電気室棟、貯水槽、高架水槽等)

※敷地面積: 13,000 m<sup>2</sup> (約 100m×約 130m)

※階数: 複数階層建てを予定

#### イ) 機材

人材養成に必要な機材(実習用教育機材、机・椅子、コンピュータ、ベッド、棚、車両等)

#### ウ) ソフトコンポーネント

我が国の援助活動実績を踏まえつつ、本調査にて検討する。

### (5) 対象地域(サイト)

ナンプラ州ナカラ市

### (6) 関係官庁・機関

実施機関: 保健省(英: Ministry of Health)

### (7) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

【我が国の主な援助活動】

#### ア) 無償資金協力

- ・ 「キリマネ医療従事者養成学校整備計画」(2004) (E/N 供与限度額: 9.3 億円)
- ・ 「保健人材養成機関施設及び機材拡充計画」(2008) (E/N 供与限度額: 10.5 億円)
- ・ 「マプト市医療従事者養成学校建設計画」(2014) (E/N 供与限度額: 0.84 億円(詳細

設計分のみ))

イ) 技術協力

- ・ 技術協力プロジェクト「保健人材養成機関能力育成強化プロジェクト」(2005-2008)
- ・ 個別専門家「保健人材育成アドバイザー」(2009-2011)
- ・ 技術協力プロジェクト「保健人材養成機関教員能力強化プロジェクト」(2012-2015)
- ・ 国別研修「医療従事者学校教員指導力強化」(2013-2015)

【他ドナー等の援助活動】

- ・ 米国、カナダ、イタリア、ベルギー、EU、UNFPA、WHO 等が、保健省本省もしくは州レベルに対する資金・技術協力を実施している。

3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行うとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本調査は、モザンビークから要請のあった「ナカラ医療従事者養成計画」について、「3. 調査目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 報告書作成手続き等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がモザンビーク側とで合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針および留意事項：

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを想定している

(2) モザンビークの現状及びニーズに合わせた計画立案

本調査では、現地調査における関係機関との協議、要請サイトの調査、過去の保健医療案件の効果の発現状況の確認を通じて、モザンビーク側のニーズ・現状に適した現実的かつ持続可能な協力範囲、規模及び内容の概略設計及び事業計画を策定する。特に、医療従事者養成学校として想定される施設機能を担保する上で、看護師や保健技師といった専門資格をもつ教員や職員の配置が不可欠であることから、具体的な人材配置計画、予算計画等を確認する。

(3) モザンビークにおける保健人材養成計画の確認

本要請では、ナンブラ州ナカラ市に中級保健人材の養成を担う養成学校(ICS)を建設し必要な機材を整備することが目的として掲げられている。対象養成学校の、モザンビーク国家保健開発政策・国家保健人材開発計画(2008-2015)における位置づけや、他の養成学校(上級保健人材養成校(ISCISA)、保健人材訓練センター(CFS))との役割分担等、今後の方向性を明確にする。また、ナンブラ州に既存の養成学校(ICSナンブラ及び同ICSナンブラに付属しナカラに位置する分校)との役割分担を含む関係性や、同州における学生の需要予測、需要予測に基づくナショナルコースとローカルコースの配分等についても明確にする。前出の人材開発計画によると、ナンブラ州

では年間 600 名の保健人材輩出を目標としているが、既存の保健人材養成学校（ICS ナンプラ）では、約 260 名の保健人材輩出に留まっているため、ICS ナカラでは 340 名近い保健人材の輩出が見込まれるものと推察される。さらに、ICS ナカラでの人材養成計画に関して、同校と敷地を共有することが想定されている第 2 次医療施設（ナカラ港郡病院）との連携や実習受け入れに係るキャパシティなど、人材養成に必要な協力関係を確認する。

(4) 施工計画

本調査においては、類似案件にて建設・整備した ICS の建物等の設計・施工レベルをあらかじめ確認し、要請内容に沿った適切な規模の計画とする。特に、本案件の要請サイトと同じナンプラ州に位置する ICS ナンプラについては、類似案件「保健人材養成機関施設及び機材拡張計画」（2008）において施設拡張及び機材整備がなされた実績があることから、同案件の予備調査・設計調査結果及び現在の施設及び機材の活用状況を参考とする。

(5) 機材計画

機材計画調査については、要請機材の活用計画等を確認しつつ、予算措置、人員配置、維持管理を含む先方実施能力を見極め、適切かつ効果的な規模の協力内容となるよう、計画機材品目・数量の設定を行う。協力内容の絞り込みが必要となる場合の優先度、クライテリアに関しても、先方の要望、協議結果及び調査結果を踏まえて提言する。また、機材計画調査には、入札に対応できる仕様書を作成する上で必要な情報収集も含めることとする。

(6) ソフトコンポーネントの計画立案及び技術協力との連携

本件計画により整備される施設をより効率的・効果的に活用するために必要な支援を検討し、ソフトコンポーネントの計画立案に反映する。また、JICA による協力を実施中の技術協力プロジェクト「保健人材養成機関教員能力強化プロジェクト」（2015 年 12 月終了予定）及び国別研修「医療従事者学校教員指導力強化」（2015 年 7 月終了予定）の進捗状況及び今後の活動計画を確認し、それらとの整合性、連携による相乗効果の発現にも留意し、その結果を概略設計に反映する。また、前述のナカラ港郡病院は本 ICS の実習先の一つとして機能することが予想されることから、実習計画やその実施能力等を明確にする。

(7) 積算における参照マニュアル

設計・積算を行うに当たっては、2009 年 3 月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル」（補完編・別冊を含む）及び右マニュアルの改訂にかかる通知「一般プロジェクト無償における設計監理費積算基準の改訂について」（2012 年 12 月）に従うこととする。同マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

(8) 報告書作成における参照マニュアル

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」（2014 年 1 月改訂版）（以下、「無償報告書ガイドライン」と記載する。）に従うこととする。

## 6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成・説明・協議

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート及び質問票を作成する。

さらに、JICA から参加する調査団員と協力し、インセプション・レポート（我が国無償資金協力学スキーム、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担など）を相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認する。

(2) プロジェクトの背景、目的、内容の確認

無償資金協力としての協力範囲、規模を確認する。特に養成学校の規模を考慮するうえで重要な判断材料となる、養成対象コースや想定生徒数等を早期に確認する。また、各要請コンポーネントの内容についても検討する。

(3) プロジェクトの背景・経緯の確認

モザンビーク国における保健分野の上位計画（戦略計画、人材開発計画、保健システム（サービス供給体制）、保健人材開発状況、関連施設の状況（特に ISCISA、ICS 及び CFS の整備に係る将来計画）を確認し、本プロジェクトの必要性・妥当性を整理する。

また、モザンビーク（特に、ナンブラ州）における保健医療分野に関する現状と課題（各種保健指標の状況、医療施設の設置状況、保健利用ニーズ、レファレル体制、保健セクター予算と各州への配分状況）及び保健人材開発に関する現状と課題（人材配置、人材需給バランス、人材に求められるコンピテンシー等）と本計画の関係性を確認する。

(4) サイト状況調査

要請施設の建設予定地の整備・取得状況及び既存の ICS ナンプラの現状（予算、人員配置、指導内容・技術レベル、学生数、施設維持管理状況、機材保有・使用・維持管理状況、改善ニーズ等）を確認する。

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、建設予定サイトにおいて、自然条件調査（地形測量、地質、地盤調査、排水、洪水、気象条件等の確認）を行う。本件については、別紙 1 の仕様書のとおり、現地再委託にて実施することを認める。

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要であると判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

(5) 環境社会配慮

本件は C を想定しているが、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）（以下「ガイドライン」）に沿って、次の事項について現地調査する。なお、調査は I E E レベルとする。

1) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

ア) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転等）に関連する法令や基準等（ガイドラインとの整合性を確認）

イ) 環境社会配慮に係る各種関係機関の役割

2) プロジェクトサイトの環境・社会状況（土地利用、自然環境、住民移転の必要性等）の確認

(6) 施設計画調査

新設施設の要請内容（配置図、仕様、建設対象施設等）を確認し、代替案を作成する。また、関連インフラ（電気、水道、ガス、通信等）の整備状況や要請対象施設の建設予定地へのアクセス状況（雨季及び乾季の差異、実習先の病院等へのアクセスを含む）を確認する。

(7) 機材計画調査

要請機材の内容（種類、数量、仕様等）の確認（特に車両についてはその運行計画を含む）、必要性・妥当性、優先順位を検討し、機材の運営・維持管理体制（人員・予算・技術レベル等）を確認する。

(8) 調達事情調査

資機材、消耗品等の現地調達、他国（日本または第三国）調達を含めた調達先、アフターサービスの体制（現地代理店の有無、スペアパーツの入手方法等）を確認する。

(9) 施工計画調査

雨季・乾季によるサイトアクセス状況を踏まえた適切な施工計画を検討し、整地、インフラ引き込み等に関する先方負担事項の整理、先方負担工事に要する期間を考慮した適切な施工計画を策定する。

(10) 相手国側負担事業の概要

相手国側負担事項（用地確保、各種建設許可の取得等）及び無償資金協力として事業を実施する際のモザンビーク政府の免税措置を整理する。

(11) 国内解析

現地調査の結果を踏まえ、帰国後 10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。現地調査の帰国後 30 日以内を目処に開催予定の概略設計方針会議において、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。帰国報告会及び概略設計方針会議での議論を踏まえ必要な解析・検討を行い、概略設計概要書、概略事業費積算内訳書を作成する。

なお、設計・積算に当たっては、上記 5. 調査方針及び留意事項にも記載のとおり、「協力準備調査の設計・積算マニュアル」（補完編・別冊を含む）（2009年3月）に従い、設計総括表、積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。最終的に確認された設計総括表、積算総括表は準備調査報告書に参考資料として添付することとする。

また、設計精度については、施設に関しては概略事業費の積算において算出される事業費と詳細設計の結果算出される事業費との差が±10%以内に納まるような精度を、機材については入札に対応できる精度を確保する。

(12) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償報告書ガイドライン」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

(13) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーやNGO等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア) 実施時期

イ) 事業費（総事業費及び内訳）

ウ) 仕様（概略の仕様比較程度）

エ) 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

オ) 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

(14) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。なお、本プロジェクトについては、定量的指標として、①年間在籍学生数及び年間卒業生数、②開講されるクラス数に対する使用可能な教室数、③1クラス当たりで使用可能な実習用教育機材数（マネキン等）等を想定している。

(15) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として作成。



(16) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をモザンビーク政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費のドラフトを含む）。特に、プロジェクト実施における運営・維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策については十分説明・協議する。

協議の結果、準備調査報告書（案）内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(17) 準備調査報告書等の作成

モザンビーク政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書
- 5) デジタル画像集

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、5) から9) を成果品とする。提出先は、JICA 人間開発部とする。

- 1) 業務計画書 : 和文 3 部
- 2) インセプション・レポート : 葡文 4 部、和文 2 部
- 3) 現地調査結果概要 : 和文 6 部
- 4) 準備調査報告書（案） : 葡文 5 部、和文 5 部
- 5) 概略事業費積算内訳書 : 和文 2 部  
(コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む)
- 6) 機材仕様書 : 和文 2 部  
: 葡文 1 部、
- 7) 概要資料 : 和文 1 部及び CD-R 1 枚  
(※完成予想図を含む。)
- 8) 準備調査報告書  
(※完成予想図を含む。) : 和文（製本版） 8 部及び CD-R 2 枚  
: 葡文（製本版） 6 部及び CD-R 2 枚  
: 和文（簡易版） 3 部及び CD-R 1 枚
- 9) デジタル画像集 : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度）

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、葡文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する葡文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

準備調査報告書の仕様（印刷・製本及び電子化の仕様）は、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2014 年 1 月）に定める内容に従うものとする。

準備調査報告書（和文：簡易版）については、製本版にて概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っていることから、本調査完了後直ちに調査内容を外部公開するために概略事業費を記載しない報告書として作成する。（製本必要。）

また、報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010 年 3 月）」を参照する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査実施スケジュール

2014年7月上旬より国内事前準備を開始し、2014年7月下旬より現地調査を行う。帰国後に国内解析を実施し、2014年12月下旬までに概略事業費積算を行い、2015年2月には準備調査報告書(案)説明、2015年4月上旬までに概要資料を、2015年5月中旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

#### 2. 調査実施スケジュール(全体)

時期 項目	2014 7月	8月	9月	10月	11月	12月	2015 1月	2月	3月	4月	5月
(本格調査) 事前準備	■										
現地調査	■	■									
国内解析 報告書案作成			■	■	■	■	▲				
概略設計概要 説明								■			
準備調査概要 資料									■	▲	
報告書提出											▲

#### 3. 業務量の目途と団員構成(案)

##### (1) 調査期間:

全体: 約13.90M/M(通訳除く)

##### (2) 業務従事者の構成(案)

- 分野構成:
- (a) 業務主任/施設計画(2号)
  - (b) 建築設計/自然条件調査
  - (c) 設備計画
  - (d) 施工計画/積算
  - (e) 機材・調達計画/積算(3号)
  - (f) 保健人材計画
  - (g) 通訳(葡語)

現地調査: (a) (b) (c) (d) (e) (f) (g)

準備調査報告書(案)説明: (a) (e) (g)

\* 調査団員構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

##### (3) 通訳

本調査には通訳(葡語)の配置を可とする。ただし、経費は直接経費のみとする。

また、日本から参团する通訳団員に加え、現地での通訳備上も必要に応じ認める。備

上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

#### 4. 配布・閲覧資料

##### 無償資金協力要請書

「マプト市医療従事者養成学校建設計画準備調査報告書」(簡易製本版)

「保健人材養成機関施設・機材拡充計画基本設計調査報告書」

「キリマネ医療従事者養成学校整備計画基本設計調査報告書」

##### JICA 国別分析ペーパー

モザンビーク国「国家保健開発戦略文書(2014-2019)」

モザンビーク国「国家保健人材開発計画(2008-2015)」

その他関連する資料

#### 5. JICA 等からの参加団員の構成と現地調査行程(案)

##### (1) 現地調査

###### 1) 団員構成:

(a) 総括(JICA)

(b) 計画管理(JICA)

###### 2) 調査行程:

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本計画の内容を検討し、ミニッツを取りまとめる(約14日間)。

##### (2) 準備調査報告書(案)説明

###### 1) 団員構成:

(a) 総括(JICA)

(b) 計画管理(JICA)

###### 2) 調査行程:

準備調査報告書(案)について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などに関するミニッツを取りまとめる(約12日間)。

## 6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することができる。

- ア. 地形測量
- イ. 地質調査
- ウ. 地盤調査

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと（見積りは別見積りとする）。

## 7. その他の留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2 および様式-3 を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任及び日本から参団する通訳団員は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

### (3) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以上

モザンビーク共和国「ナカラ医療従事者養成計画」準備調査にかかる  
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

(1) 地形測量

目的：施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

(2) 地質調査

目的：建築物の基礎の設計に必要な地耐力の確認を行う。

内容：ボーリング等（1サイトにつき3本程度）

(3) 地盤調査

目的：建築物の基礎の設計に必要な地耐力の確認を行う。

内容：サウンディング試験、平板載荷試験等

3. 対象サイト

先方から提示のあった建設候補地（敷地約5ヘクタール）

以上

